

平成 21 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 澁 谷 工 業 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 澁 谷 弘 利
(コード番号 6340 東証、名証市場第 1 部)
問合せ先 常務取締役 吉 道 義 明
(TEL 076 - 262 - 1201)

株式会社ファブリカトヤマ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

澁谷工業株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 7 月 7 日開催の取締役会において、株式会社ファブリカトヤマ（コード番号 3129 大阪証券取引所、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付けを実施する背景及び理由

当社グループ（当社、子会社 11 社及び関連会社 2 社をいいます。）は、パッケージングプラント事業及びメカトロシステム事業を主要な事業とし、国内外にわたり、当該事業に係る製品の製造、販売及びメンテナンスをグローバルに行っております。

なかでも連結売上高の約 75%を占めるパッケージングプラント事業は、大きくボトリングシステムと包装機器・その他機器とに分類され、ボトリングシステムは、容器の洗浄機、充填機及びキャッピング機を、また包装機器は、主として紙材を扱うケーサー、製函機等の外装包装機及びカートナー等の個包装機を主要な製品としております。これらの納入先は、酒類、食品、化粧品、トイレタリー及び医薬品等多岐の分野の業界、顧客にわたっており、そのほとんどを直接販売しております。特に当社は、ボトリングシステムでは国内トップシェアを誇り、清酒用充填システムや清涼飲料業界向けペットボトル用高速無菌充填システムにおいては、非常に高いシェアを占めております。

また、メカトロシステム事業は、半導体製造装置、人工透析機及びレーザー治療機等の医療機、レーザー、超高压水、水素等を利用した切断加工機並びに環境設備システム等の製造、販売を幅広く行っております。

このような事業を展開しているなかで、当社を取り巻く経営環境は少子高齢化による人口減少、景気悪化による国内の客先業界の設備投資の減少・抑制、更には昨年来の金融危機に伴う世界的な経済不況等、大きな変化が生じております。当社は、この変化に弾力的に対応しつつ、長期持続的な企業価値の向上を達成するために、既存事業の拡充、新製品の開発、海外市場への展開及び M & A 等を積極的に行い、現下の不況が底を打ち、景気好転後、数年内には当社グループの連結売上高 1,000 億円の達成を目指しております。

とりわけ、パッケージングプラント事業においては、
現在のボトリングシステムの国内市場シェアの維持
ボトリングシステムの後工程となる包装機器の競争力アップと新規市場の開拓
海外への拡販のための拠点づくりと市場のニーズにマッチした製品の開発
等に注力しております。

パッケージングプラント事業の属する広い範囲でみた包装機械の国内生産高は約 4,600 億円（包装機械及び荷造機械生産高・輸出入高統計資料平成 20 年 8 月（社団法人日本包装機械工業会）平成 19 年実績）、そのうちボトリングシステム（びん詰機械）の国内生産高は約 500 億円（同平成 19 年実績）であり、当社はトップシェアを占めております。しかしながら、当社は、ボトリング以外の包装機器のシェアが低い状況にあるため、機種拡充による新規市場の開拓や販売チャネルの強化等が、今後の成長のための重要な経営課題となっております。

このため、当社は、平成 20 年 12 月に「包装機本部」を新設し、このような経営課題に取り組んでおります。

一方、対象者は、大正 10 年、富山県東砺波郡福野町（現 富山県南砺市）に呉羽紡績（現 東洋紡績株式会社）の前身として設立された富山紡績株式会社（以下「富山紡績」といいます。）として創業し、戦後の経済復興とともに繊維事業も成長し、昭和 36 年には大阪証券取引所市場第二部（以下「大阪証券取引所」といいます。）に上場し、平成 5 年には産業機械を手掛けるトヤマ産機株式会社と合併のうえ、社名を富山紡績から株式会社ファブリカトヤマに変更して、袋詰機や商品の検査、選別及び集積等を行う各種包装機を製造、販売する産業機械事業並びに女性用インナーウェア等に使用される機能性の高い糸等を製造、販売する繊維事業を軸に事業を展開しております。

創業以来、歴史の古い繊維事業は、現在では対象者の売上高の約 20%を占めるに過ぎませんが、大手競合メーカーでは不得手とする多品種少量生産を行い、特定顧客を確保しながら事業を継続しております。

対象者の売上高の主要な部分を占める産業機械事業については、包装機械を主な製品としており、取扱い容器として袋、カップ、取扱い物として粘性液体、固形物及び粉体等、業界のなかでも取扱い品種が多いことが特徴となっております。また、食品、医薬品及び電子部品業界の大手・中堅メーカーを主たる納入先とし、営業面では包装資材メーカーとの緊密な取引関係を活かした販売が多いことにも特徴があります。こうした包装資材メーカーとの緊密な取引関係により、新規の包装資材が開発されるたびに、その新規包装資材を用いた包装機の開発の依頼を受けることも多く、その結果、開発過程で生まれた新技術が蓄積され、それが他の市場のニーズに応用される等、製品群の拡大に寄与しております。

また、対象者は、顧客のオーダーに短納期に対応できる質・量ともに豊富な機械及び電気関連の熟練技術者を配置することにより顧客の安心感を創出し、顧客からの信頼を得ております。

さらに、対象者は、厳しい価格競争においても、社内構造のスリム化と積極的な外注政策の推進により、コスト面における優位性を発揮しております。

対象者にはこのような特徴や優位性がある一方で、特定の客先からの発注によるオーダーメイド主体の生産を行ってきたため、今後の事業拡大のためには、標準仕様の汎用機の開発、幅広い顧客層の開拓、積極的な海外展開等が経営課題となっております。

このような事業環境のもと、平成 21 年 3 月頃より当社は、今後の成長の可能性として、包装機械事業という共通の事業分野で事業を行う対象者との間で一定の資本関係を構築することによる当社及び対象者の事業上のシナジーにつき検討をはじめ、対象者との間で協議を重ねまし

た。その結果、当社と対象者とは、包装機械事業という共通の事業分野で事業を行いながらも、取扱う製品分野の重複が少なく、製品面、技術面及び顧客面等における補完性があることなどから、対象者と当社との間で一定の資本関係に基づく緊密な事業上の関係が構築されれば、当社及び対象者の双方にとって大きなシナジーが見込まれるものとの結論に至りました。

具体的には、対象者は当社グループ内において事業基盤の強化が図られ、また、営業上の協力関係によって、当社の幅広い顧客層を生かした販売拡大の機会が見込まれるなど、対象者の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な企業価値の向上を提供する好機になるものと考えております。

また、当社の包装機械事業にとっても、対象者の産業機械事業における強みである取扱い品種の多さ、食品・医薬品・電子部品業界の大手・中堅メーカーにおける取引先及び包装資材メーカーとの密接な関係を活かした販売力を当社グループに取り込むことによって、当社の課題である包装機器のシェア拡大及び機種拡充による新規市場の開拓や販売チャネルの強化等を達成することができるものと考えております。

このように、当社は、対象者との間で一定の資本関係を構築することにより、その顧客層、取扱う製品分野及び技術力等において対象者との間で相互に補完性を発揮し、対象者の企業価値を高める機会を提供するとともに当社グループに事業上のシナジーをもたらすことを期待しております。

当社は、対象者との間に一定の資本関係を構築した後も、対象者の従業員及びブランド等については維持継続する方針であり、対象者は、当社グループのパッケージングプラント事業との連携により、販売力並びに技術、ノウハウ、生産設備及び生産方式の向上によって、より効率的かつ機動的な事業運営を行ってまいります。これらの施策により、対象者の企業体質及び経営基盤の強化を行い、対象者、ひいては当社グループ全体の企業価値向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、当社は、対象者の役員構成及び対象者の経営方針等に対して重大な変更を加えることにつき、本日現在、具体的に決定している事項はございません。

当社は、以上の理由から、対象者との間に一定の資本関係を構築することを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。当社は、本公開買付けに応募される全ての対象者の株主のご意向を尊重し、応募された全ての対象者の株式（以下「対象者株式」といいます。）を買い付けるため、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に下限及び上限を定めておりません。

また、本公開買付けにおいては、対象者の筆頭株主であるコマツNTC株式会社（以下「コマツNTC」といいます。）の完全親会社である株式会社小松製作所より、コマツNTCが所有する全ての対象者株式（所有株式数は 4,346,442 株、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）は約 35.52%となります。）について、本公開買付けに応募するよう協力する旨の内諾を得ております。また、対象者は、平成 21 年 7 月 7 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議をしているものの、後述するとおり、本日現在において当社は、本公開買付けの後に対象者株式の上場廃止について必ずしも企図しておらず、本公開買付けの結果次第では対象者株式の上場が維持される可能性も存在することから、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主にその判断を委ねることを決議しております。

（２）本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に対し対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 7 月 6 日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております（なお、当社は日興コーディアル証券から買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付けの買付価格は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、対象者との協議等も踏まえ、平成 21 年 7 月 7 日開催の当社取締役会において、1 株当たり 152 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格 152 円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前日である平成 21 年 7 月 6 日の大阪証券取引所における対象者株式の終値 136 円に対して約 12%、平成 21 年 7 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 127 円（小数点以下四捨五入）に対して約 20%、平成 21 年 7 月 6 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 117 円（小数点以下四捨五入）に対して約 30%、平成 21 年 7 月 6 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 110 円（小数点以下四捨五入）に対して約 38%のプレミアムを加えた金額となります。

一方、対象者の取締役会は、当社から提示した買付価格の妥当性を判断するために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として PwC アドバイザリー株式会社（以下「PwC アドバイザリー」といいます。）を指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者の取締役会は平成 21 年 7 月 6 日付で PwC アドバイザリーより株式価値算定書を取得し、当社から提示を受けた買付価格の妥当性について慎重に協議を重ねました（なお、対象者は、PwC アドバイザリーから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

その結果、平成 21 年 7 月 7 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けの買付価格その他の諸条件について上記の株式価値算定書を参考にしつつ、慎重に検討を重ねた結果、対象者の取締役会は、本公開買付けの成立を通じて、当社との間で一定の資本関係を構築することが、対象者の企業価値を向上させるために有効な手段であり、また、本公開買付けの買付価格その他の諸条件は、一定の合理性が認められるものと判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議いたしました。但し、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が定められていないものの、当社が本公開買付けの後に対象者株式の上場廃止について必ずしも企図しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式の上場が維持される可能性も存在することから、上記の取締役会においては、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主に判断を委ねる旨、併せて決議いたしました。

（３）本公開買付け後の完全子会社化手続に係る方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けによって対象者との間で一定の資本関係を構築することを企図しておりますが、対象者株式の上場廃止については必ずしも企図しておりません。しかしながら、本公開買付けでは買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い対象者株式が所定の手続を経て上場廃止

となる可能性や、対象者株式に係る流動性に著しい影響が見込まれる可能性があるため、このような可能性が実現した場合には、対象者の少数株主の利益を保護する方策が必要であると認識しております。

対象者の少数株主の利益を保護する方策につきましては、本日現在においては、株式交換等による対象者の完全子会社化等も視野に入れて検討しております。なお、当社は、完全子会社化等の手続を実施する場合、対象者の株主が受け取る対価の経済的価値は、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格その他の諸要因を勘案して、本公開買付けの買付価格と同等のものとすることを予定しております。但し、当該対価の経済的価値は、本公開買付けと完全子会社化等の手続の実施時期の違い、当社及び対象者の業績の変動、当社株式の市場株価の変動その他の要因によって影響を受ける可能性があります。

上記以外の完全子会社化等の手続に関する具体的対応、実施の詳細及び諸条件等につきましては、本日現在、何も決定しておりません。本公開買付け成立後、大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触するに至った段階等において対象者と慎重に協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(4) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

対象者株式は、本日現在、大阪証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

なお、対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は大阪証券取引所において取引することができなくなり、売却することが困難になることが予想されます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

平成 21 年 3 月 31 日現在

商 号	株式会社ファブリカトヤマ	
事 業 内 容	産業機械・繊維の製造販売	
設 立 年 月 日	昭和 26 年 5 月 23 日	
本 店 所 在 地	大阪府中央区安土町一丁目 7 番 13 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉岡善嗣	
資 本 金	614,280 千円	
大株主及び持株比率	コマツNTC株式会社	35.38%
	東洋紡績株式会社	8.21%
	株式会社ミューチュアル	4.64%
	ファブリカトヤマ従業員持株会	3.70%
	東京海上日動火災保険株式会社	2.74%
	株式会社豊田自動織機	2.74%
	トッキ株式会社	2.44%

公 開 買 付 者 と 対 象 者 の 関 係 等	半田紡績株式会社	1.82%
	株式会社石川製作所	1.29%
	ファブリカトヤマ取引先持株会	1.26%
	資 本 関 係	平成 21 年 7 月 7 日現在、当社は対象者株式を 1,000 株保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該 当 状 況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 7 月 8 日(水曜日)から平成 21 年 8 月 26 日(水曜日)まで(35 営業日)(以下「公開買付け期間」といいます。)

対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 152 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として日興コーディアル証券に対し対象者株式の株式価値算定を依頼し、平成 21 年 7 月 6 日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております(なお、当社は、日興コーディアル証券から買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)。

日興コーディアル証券は、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(イ) 市場株価法

平成 21 年 7 月 3 日を基準日として、大阪証券取引所における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値及び過去 3 ヶ月単純平均値をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を 116 円から 126 円と算定しております。

(ロ) 類似上場会社比較法

対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 126 円から 133 円と算定しております。

(ハ) DCF法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を148円から153円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務にかかるデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成21年7月7日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を1株当たり152円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格152円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前日である平成21年7月6日の大阪証券取引所における対象者株式の終値136円に対して約12%、平成21年7月6日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値127円（小数点以下四捨五入）に対して約20%、平成21年7月6日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値117円（小数点以下四捨五入）に対して約30%、平成21年7月6日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値110円（小数点以下四捨五入）に対して約38%のプレミアムを加えた金額となります。

算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯について)

当社は、パッケージングプラント事業において、現在のボトリングシステムの国内市場シェアの維持、ボトリングシステムの後工程となる包装機器の競争力アップと新規市場の開拓、海外への拡販のための拠点づくりと市場のニーズにマッチした製品の開発等に注力し、メカトロシステム事業と併せ、数年内には当社グループの連結売上高1,000億円の達成を目指しておりますが、ボトリング以外の包装機器のシェアが低い状況にあるため、機種の拡充による新規市場の開拓や販売チャネルの強化等が、今後の成長のための重要な経営課題となっております。

一方、対象者は、産業機械事業において、取扱い品種が多いこと、並びに包装資材メーカーとの緊密な取引関係を活かした販売が多い等の点で営業面における優位性がある一方で、特定の客先からの発注によるオーダーメイド主体の生産を行ってきたため、今後の事業拡大のためには、標準仕様の汎用機の開発、幅広い顧客層の開拓、積極的な海外展開等が経営課題となっております。

このような事業環境のもと、平成21年3月頃より当社は、今後の成長の可能性として、包装機械事業という共通の事業分野で事業を行う対象者との間で一定の資本関係を構築することによる当社及び対象者の事業上のシナジーにつき検討をはじめ、対象者との間で協議を重ねました。その結果、当社と対象者とは、包装機械事業という共通の事業分野で事業を行いながらも、取扱う製品分野の重複が少なく、製品面、技術面、顧客面等における補完性があることなどから、対象者と当社との間で一定の資本関係に基づく緊密な事業上の関係が構築されれば、当社及び対象者の双方にとって大きなシナジーが見込まれるものとの結論に至り、本公開買付けを実施するものであります。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、日興コーディアル証券から

株式価値算定書を取得して、その参考としております。提出された株式価値算定書によれば、対象者の株式価値として、市場株価法では 116 円～126 円、類似上場会社比較法では 126 円～133 円、D C F 法では 148 円～153 円が、算定結果として示されております

当社は、提出された株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務にかかるデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成 21 年 7 月 7 日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を 1 株当たり 152 円と決定いたしました。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置)

一方、対象者の取締役会は、当社から提示した買付価格の妥当性を判断するために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として P w C アドバイザリーを指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者の取締役会は平成 21 年 7 月 6 日付で P w C アドバイザリーより株式価値算定書を取得し、当社から提示を受けた買付価格の妥当性について慎重に協議を重ねました（なお、対象者は、P w C アドバイザリーから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

その結果、平成 21 年 7 月 7 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けの買付価格その他の諸条件について上記の株式価値算定書を参考にしつつ、慎重に検討を重ねた結果、対象者の取締役会は、本公開買付けの成立を通じて、当社との間で一定の資本関係を構築することが、対象者の企業価値を向上させるために有効な手段であり、また、本公開買付けの買付価格その他の諸条件は、一定の合理性が認められるものと判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議いたしました。但し、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が定められていないものの、当社は本公開買付けの後に対象者株式の上場廃止について必ずしも企図しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式の上場が維持される可能性も存在することから、上記の取締役会においては、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主に判断を委ねる旨、併せて決議いたしました。

算定機関との関係

日興コーディアル証券は、当社の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,236,556 (株)	- (株)	- (株)

(注 1) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行います。そのため、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）として、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の最大数である 12,236,556 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の平成 21 年 3 月期（第 82 期）有価証券報告書（平成 21 年 6 月 29 日提出）記載の発行済株式総数 12,285,613 株から、対象者が保有する自己株式数 48,057 株及び本日現在において公開買付者が保有す

る対象者の株式数 1,000 株を控除した数です。

(注 2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。

(注 3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.01%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る 議決権の数	12,236 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	12,161 個	

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (12,236,556 株) に係る議決権の数です。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 21 年 3 月期 (第 82 期) 有価証券報告書 (平成 21 年 6 月 29 日提出) 記載の平成 21 年 3 月 31 日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数 (76,613 株) に係る議決権の数 (76 個) を加えた 12,237 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,859,956,512 円

(注) 「買付代金」には、買付予定数 (12,236,556 株) に 1 株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

決済の開始日

平成 21 年 9 月 2 日 (水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付

代理人（後記（11）において記載されるものをいいます。）から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

（9）その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付け等を行う株券等の数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除する

ことができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 条及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面に応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（10）公開買付開始公告日

平成 21 年 7 月 8 日(水曜日)

（11）公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

（1）本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1．買付け等の目的」をご参照ください。

（2）今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、精査しており、今後、業績予想の修正の必要及び公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに公表します。

4．その他

（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 21 年 7 月 7 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨の決議をしているものの、本公開買付けの結果次第では対象者株式の上場が維持される可能性も存在することから、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主にその判断を委ねる旨、併せて決議しております。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上